

その他の食料品製造業におけるその他の仮設物、建築物、構築物等を起因物とする死傷災害発生事例

(2017年)

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	12~13	勤務を終えて、帰宅しようとバックヤード出入口のスイングドアを開けようとした際、ドアが強風によって勢いよく手前に開いて左手に当たり、左手小指のつけ根部を骨折した。	46~29	10
1	14~15	派遣社員が、毎月行われる工場内清掃業務のとき、タンク内を掃除機で清掃後に高さ2mの場所から掃除機を降ろす際に、隣接している柵に右肘を接触させ負傷した。	35~49	30
2	9~10	営業で外出する時に、事務所の入り口のガラス製の扉の前で躓き、ガラスの扉に激突した。割れたガラスの破片により、左胸に怪我をした。	33	—
2	8~9	給食センター北側の物資搬入口にある段ボール置場（地上より80cm高い）にて、潰した段ボールの積み込み・整理作業をしていた。両手に段ボールを持って運ぶ途中、積み込みからはみ出していた段ボールで床面が覆われ、床面が無い部分に気付かず踏み込んで右半身を下にして落下し、右大腿部を打撲した。	63~49	30
3	21~22	勤務を終えて帰宅しようと会社敷地内の駐車場（奥舗装）へ向かい、駐車場に下りようと30cm程の段差から左足を地面に着地させた際に、地面の小石で左足を滑らせて捻り、左足踵を骨折した。	58~99	50
3	13~14	製麺機のコンベア上に引っ掛かった生地を取り除こうと、製麺機の端に上がって（高さ104cm）いたところ、誤って足を滑らせて落ちた。	69~29	10
		作業終了後、休憩室の扉で左手人差し指を挟み、そのあと業務中に指をかばって同		10

3	17~18	指を捻ってしまった。	42	~ 29
4	18~ 19	排水口の中を清掃後、外していたグレーチングを元に戻そうとして右手から離れた時、誤って左手中指をグレーチングと床の間に挟んでしまった。	23	30 ~ 49
4	9~ 10	野菜カット作業場で歩いて移動中、側溝のグレーチングの1ヶ所がされていなかったため、深さ50cmの側溝に右足が落ち、右足小指を骨折した。	55	100 ~ 299
6	10~ 11	工場内の調理室で通路からフレックスカートを右手で引いて、半製品庫へ収納しようとした時、通路途中の食器洗浄機の扉の角に左手小指をぶつけた。ぶつけた当日は痛みと腫れがあり、後日病院へ行ったところ骨折と診断された。	54	50 ~ 99
6	21~ 22	スイングドアの前で容器の袋を開ける作業を行っていた。ゴミ袋の空気を抜くためドアの真下にしゃがみこんでいたところ、ドアが開き受傷した。	44	500 ~ 999
6	14~ 15	洗浄室で、排水口のごみを取ろうと排水口溝蓋をずらした時に、指を挟んで怪我をした。	36	1~ 9
7	22~23	製造2課現場おにぎりラインにてトッピング作業をしていた。作業場上部の天井が一部落下し頭部に破片が当たり負傷した。	43	300 ~ 499
7	18~19	休憩時間にトイレに行き、スリッパに履き替え後、ふらっとして倒れ、右脇腹を強打した。	56	300 ~ 499
9	11~ 12	別の従業員が揚げ物室フライヤーにて廃油を一斗缶に取り出している時に、付近で別作業を被災者が行っていた。その際に足を滑らせ、廃油取り出しのために開いていた通路のグレーチングに足が落ち、臀部から転倒し、尾てい骨を骨折（ひび）した。また転倒したはずみで廃油の入った一斗缶を蹴ってしまい、廃油注ぎ口から溢れた高温の廃油が右足ふくらはぎにかかり、火傷をした。	30	30 ~ 49

10	6~7	シエルマシンの機械の下部にて掃除をしようとして段になっている所を降りた際、体を捻りそのとき右腕に無理がかかり右肩を脱臼したもの。	44	10 ~ 29
10	11~ 12	1階の工場で、みかんの選別作業をしていた。自分は10mぐらい離れた工場の入り口付近で別の作業をしていた時、選別機械の側で作業していた人が、みかんの汚れを落とすために動いていたモーターがインバーターの不具合で停止してしまい、側にいた作業員が処置に困り、慌てた様子で「急いで見に来てください」と大声で呼ばれたため、慌てて選別機械の方へ駆け寄っていく際に転倒し負傷した。	58	1~ 9
11	11~ 12	店舗倉庫にて、商品を棚にしまう際、上段に持ち上げた商品が大きく中身も詰まっ ていて重かったため、腰を痛めた。	62	100 ~ 299
12	11~12	工場の排水溝のグレーチングを持ち上げて掃除をした際に、グレーチングを戻そう と下ろした際に手を滑らせて落とし、右手中指の腹をグレーチングと床に挟んで 切った。	23	10 ~ 29
12	14~15	弁当の空容器の回収に顧客先を車で回っていた。顧客事業所で空容器を入れた給 食用バット（カゴ状の入れ物）を両手で持って玄関を出たところをつまずき両ひざ から倒れ落ち、段差のあるところを越えて転び、右肘を強打した。起き上がると 右腕が動かない状態であり、会社へ連絡し病院へ連れていってもらった。仕事用 に手袋・長靴を着用し、早足でいたところ足がもつれて転倒したようである。	61	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html